大田市告示第137号

大田市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱(平成27年大田市告示第143号)の一部を次のように改正する。

令和5年10月11日

大田市長 楫 野 弘 和

別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

74 4 2 4 7 14		124 117	
事業費	補助金交付	基準額	対象経費
区分	の対象の事		
	業内容		
放課後	令和5年4月	(1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所	国事業実施
児童健	12日付けこ	運営事業	要綱に規定
全育成	成環第5号	ア 基本額 (1支援の単位当たり年額)	する放課後
事業費	「放課後児	(ア) 構成する児童の数が1~19人の支援の単位	児童健全育
	童健全育成	2,558,000円-(19人-支援の単位を構成する児童	成事業の実
	事業」の実	の数)×29,000円	施に必要な
	施について	(イ) 構成する児童の数が20~35人の支援の単位	経費(飲食
	の別紙(以	4,734,000円-(36人-支援の単位を構成する児童	物費を除
	下「国事業	の数)×26,000円	< 。)
	実施要綱」	(ウ) 構成する児童の数が36~45人の支援の単位	
	という。)	4,734,000円	
	に規定する	(エ) 構成する児童の数が46~70人の支援の単位	
	放課後児童	4,734,000円-(支援の単位を構成する児童の数	
	健全育成事	-45人)×69,000円	
	業	(オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位	
		2,917,000円	
		イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額)	
		(年間開所日数-250日)×19,000円(1日8時間以上開所	
		する場合)	
		ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額)	

長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の 場合

(上記要件に該当する開所日数)×19,000円

- エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)
 - (ア) 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×409,000円
 - (イ) 長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間×184,000円
- (2) 年間開所日数200~249日の放課後児童健全育成事業所(特例分)
 - ア 基本額 (1支援の単位当たり年額)
 - (ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位3,099,000円
 - (イ) 構成する児童の数が1~19人の施設 1,726,000円
 - イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の 場合

(上記要件に該当する開所日数)×19,000円

- ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×409,000円
- ※構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助については以下のいずれかに該当する場合のみ行う。
- ・山間部、漁業集落、へき地、離島で実施している場合
- ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する 必要があるとこども家庭庁長官が認める場合
- ・事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各 規準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷1

ı	1	,	
		2」を乗じた額(1円未満切捨て)とする。	
		・放課後児童支援員には、大田市放課後児童健全育成事	
		業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条	
		第3項各号のいずれかに該当する者であって、職員の	
		研修計画を定めた上で、放課後児童支援員として業務	
		に従事することになってから2年以内に研修を修了す	
		ることを予定している者を含む。	
放課後	国事業実施	(1) 放課後児童クラブ設置促進事業	国事業実施
子ども	要綱に規定	ア 国事業実施要綱別添2の3(1)③に定める事業を実施	要綱に規定
環境整	する放課後	する場合 13,000,000円	する放課後
備事業	児童健全育	イ 開所準備経費(礼金及び賃借料(開所前月分)。以	子ども環境
費	成事業	下本項目において同じ。)を含まない場合(アを除	整備事業の
		く) 12,000,000円	実施に必要
		ウ 開所準備経費を含む場合(アを除く) 12,600,000	な経費
		円	
		(2) 放課後児童クラブ環境改善事業	
		ア 国事業実施要綱別添2の3(2) ③及び④に定める事業	
		を実施する場合	
		(ア) 小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全	
		育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一	
		体的に実施する場合 2,000,000円	
		(イ) 幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,0	
		00,000円	
		イ 開所準備経費を含まない場合(アを除く) 1,000,	
		000円	
		ウ 開所準備経費を含む場合(アを除く) 1,600,000	
		円	
		(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000,000円	
		(4) 倉庫設備整備事業 3,000,000円	
		※金額は、1事業所当たり年額である。	
		※開所準備経費については令和5年度中に支払われたも	
		のに限る。	
	1		

放課後	国事業実施	(1) 障害児受入推進事業 2,009,000円	国事業実施
児童ク	要綱に規定	(2) 放課後児童クラブ運営支援事業	要綱に規定
ラブ支	する放課後	ア 賃借料補助 3,066,000円	する放課後
援事業	児童クラブ	イ 移転関連費用補助 2,500,000円	児童クラブ
費	支援事業	ウ 土地借料補助 6,100,000円	支援事業の
	(1支援の	(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業 521,000円	実施に必要
	単位当たり	※(2)のイ及びウを除き事業実施月数(1月に満たない端	な経費
	年額)	数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満た	
		ない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事	
		業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とす	
		る。	

別表第2を次のように改める。

別表第2(第2条関係)

事業費	補助金交付	基準額	対象経費
区分	の対象の事		
	業内容		
放課後	国事業実施	(1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に	放課後児童支
児童支	要綱に規定	従事する職員を配置 1,678,000円	援員等処遇改
援員等	する放課後	(2) (1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に	善等事業費を
処遇改	児童支援員	加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常	実施するため
善等事	等処遇改善	勤職員を配置 3,158,000円	に必要な給
業費	等事業(1	※事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、こ	料、職員手当
	支援の単位	れを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準	(時間外勤務
	当たり年	額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗	手当、期末勤
	額)	じた額(1円未満切り捨て)とする。	勉手当、通勤
			手当)、共済
			費(社会保険
			料)賃金委託
			料及び補助金
障害児	国事業実施	(1) 障害児を3以上受け入れる場合	障害児受入強
受入強	要綱に規定	ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 2,000,0	化推進事業に

化推進	する障害児	00円	必要な経費
事業費	受入強化推	イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合	
	進事業(1	(ア)職員を1人配置 2,000,000円	
	支援の単位	(イ)職員を2人以上配置 4.000,000円	
	当たり年	ウ 障害児を9人以上受け入れる場合	
	額)	(ア)職員を1人配置 2,000,000円	
		(イ)職員を2人配置 4,000,000円	
		(ウ)職員を3人以上配置 6,000,000円	
		(2) 医療的ケア児を受け入れる場合	
		ア 看護職員等を配置 4,061,000円	
		イ 看護職員等が送迎支援等を実施 1,353,000円	
		※事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、こ	
		れを1月とする。)が12月に満たない場合には、算定さ	
		れた基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未	
		満切り捨て)とする。	
小規模	国事業実施	1支援の単位当たり年額 625,000円	小規模放課後
放課後	要綱に規定	※事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、こ	児童クラブ支
児童ク	する小規模	れを1月とする。)が12月に満たない場合には算定され	援事業の実施
ラブ支	放課後児童	た基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満	に必要な経費
援事業	クラブ支援	切り捨て)とする。	
費	事業		
放課後	国事業実施	要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を	放課後児童ク
児童ク	要綱に規定	行う職員の配置	ラブにおける
ラブに	する放課後	1事業所当たり年額 1,330,000円	要支援児童等
おける	児童クラブ	※事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、こ	対応推進事業
要支援	における要	れを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準	の実施に必要
児童等	支援児童等	額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗	な経費
対応推	対応推進事	じた額(1円未満切り捨て)とする。	
進事業	業		
費			
放課後	国事業実施	遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が	放課後児童ク
児童ク	要綱に規定	 学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援	ラブ育成支援

ラブ育	する放課後	の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用を補助	体制強化事業
成支援	児童クラブ	1支援の単位当たり年額 1,451,000円	の実施に必要
体制強	育成支援体	※事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、こ	な経費
化事業	制強化事業	れを1月とする。)が12月に満たない場合には、算定さ	
費		れた金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満	
		切り捨て)とする。	
放課後	国事業実施	放課後児童クラブが第三者評価機関による評価を受審す	放課後児童ク
児童ク	要綱に規定	るために必要となる費用を補助	ラブ第三者評
ラブ第	する放課後	1事業所当たり年額 300,000円	価受審推進事
三者評	児童クラブ		業の実施に必
価受審	第三者評価		要な経費
推進事	受審推進事		
業費	業		

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第2条関係)

事業費	補助金交	基準額	対象経費
区分	付の対象		
	の事業内		
	容		
放課後	国事業実	1支援の単位当たり年額(1)~(3)の合計額	放課後児童
児童支	施要綱に	(1) 放課後児童支援員を配置 対象職員1人当たり 1	支援員キャ
援員キ	規定する	31,000円	リアアップ
ャリア	放課後児	(2) 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一	処遇改善事
アップ	童支援員	定の研修を受講した者を配置 対象職員1人当たり	業の実施に
処遇改	キャリア	263,000円	必要な経費
善事業	アップ処	(3) (2)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後	(給料、職
費	遇改善事	児童支援員で、事務所長(マネジメント)的立場に	員手当(時
	業	ある者を配置 対象職員1人当たり 394,000円	間外勤務手
		※1支援の単位当たりの基準額は、919,000円を上限と	当、期末勤
		する。	勉手当、通
		※事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、	勤手当)、

		これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基	共済費(社
		準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を	会保険)、
		乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	賃金、委託
			料及び補助
			金
放課後	国事業実	支援の単位ごとに次により算出された額の合計額	放課後児童
児童支	施要綱に	11,000円×賃金改善対象者数(※)×事業実施月数	支援員等処
援員等	規定する	※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職	遇改善事業
処遇改	放課後児	員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定	(月額9,000
善事業	童支援員	めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤	円相当賃金
(9,00	等処遇改	数(常勤換算)を加えたものをいう。当該年度におい	改善)の実
0円相	善事業	て、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見	施に必要な
当賃金		込みの職員数により算出すること。	経費
改善)		ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の	
		増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者に	
		反映し、算出すること。	
		なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増	
		加する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。	

附 則

この告示は、令和5年10月11日から施行し、令和5年4月1日から 適用する。